

紫陽花ギャラリー展示取扱要領

(主旨)

第1条 この要領は、紫陽花ギャラリーにかかる展示物の取扱に必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 区民の文化意識の向上を目的に、区内のアマチュア創作グループをはじめ、広く区民の作品を発表する場を提供する。

(展示基準)

第3条 次の各号に該当する作品は展示しないものとする。

- (1) 営利を目的したもの
- (2) 宗教活動を目的としたもの
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としたもの
- (4) 暴力団もしくは、暴力団員の統制の下にある団体によるもの
- (5) 第三者を誹謗・中傷・差別する内容を含んだもの
- (6) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (7) 区が指定する展示ケース内に収容できないもの
- (8) その他、大阪市生野区長が設置目的に適さないと認めたもの

(展示物の管理等)

第4条 展示物の管理運営に関する業務（受付・使用許可等）は大阪市立生野区民センター指定管理者が行う。

(展示物の設置場所)

第5条 展示物の設置場所は紫陽花ギャラリー（生野区民センター内）とする。

(展示料)

第6条 展示料は無料とする。

(その他)

第7条 その他、展示物の取扱に関して必要なことは大阪市生野区長が定める。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。